

令和7年4月14日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

### 理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした一部不開示の判断に対し、本件対象文書は過去に開示されたことがある文書であるから、少なくともそのときに開示された部分は不開示情報に当たらないと主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

#### 記

##### 1 開示申出の内容

令和6年4月1日以降の司法研修所職員配置表（職員それぞれの内線番号及び直通電話番号が記載されているもの）の最新版

##### 2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示申出に対し、令和7年2月5日付けで一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### 3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 本件対象文書には、司法研修所の職員の所属、職名及び氏名等が記載されており、これらの情報は、職員ごとに一体として個人識別情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第5条第1号）に相当する。このうち国立印刷局編「職員録」に掲載されている情報については、法第5条第1号ただし書イに該当することから開示したが、その余の情報については、同号ただし書イからハまでに該当する事情が認められないことから不開示とした。

(2) これに対し苦情申出人は、本件対象文書は令和6年4月26日付けで開示されたことがある文書であるから、少なくともそのときに開示された部分は不開示情報に当たらない旨主張する。

しかしながら、裁判所において職員の氏名等の情報に係る法第5条第1号ただし書イ該当性（公表慣行）の解釈を変更して上記(1)のとおり判断したものであり、かつて開示されていた情報がその後も当然に開示されるものではない。

(3) よって、原判断は相当である。